

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業給付及び障害給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社に雇用され、B所在の同社C営業所において、タクシー運転手として従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、自転車で通勤途中、交差点において横断しようとしたところ、小石につまずき転倒し負傷したという（以下「本件事故」という）。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Dクリニックに受診し「右手小指骨折、左側頭部出血、肋骨骨折」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は通勤によるものであるとして、監督署長に休業給付及び障害給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した本件傷病は通勤によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件傷病が通勤によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 平成〇年〇月〇日の本件事故日からDクリニック初診日の平成〇年〇月〇日までの状況について、請求人は、平成〇年〇月〇日付け聴取書において、「負傷の翌日になっても痛みは引かなかったため、月に1度COPD（慢性閉塞性肺疾患）で通院していたDクリニックに電話で受診できない旨を伝えた。その後はどこの病院にも受診せず自宅で安静にしていた。平成〇年〇月〇日にDクリニックに受診し、主治医に診てもらったところ、『肋骨と小指が骨折している。』と言われた。主治医から専門の病院に受診したほうが良いと言われたが、『受診してもコルセットと湿布を処方されるだけだと思う。』と言われたので、他の病院には受診せずに湿布と痛み止めを処方してもらったと思う。」旨述べている。

(2) 請求人の本件傷病の状態について、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「平成〇年〇月〇日の受診時、骨折は完治しているものと思われたが、引き続き同部位に自発痛を認めており、また受傷後歩行困難な状態が続いていたことにより、衰弱が目立っていた。」、「通勤途中の受傷であるので因果関係は認められる。」、「問診上は、胸部及び右手小指は骨折していたと思う。」、「X線の撮影はしていない。受傷後時間が経っていたため不要と判断。」、「受傷を契機に歩行困難に陥り食事もままならず、少なくとも平成〇年〇月〇日までは全身衰弱していた。その後も右半身の様々な部位の疼痛が持続している。」、「右半身痛に対し鎮痛薬を、痛みに伴い不眠症悪化し睡眠薬を処方している。」旨述べている。

また、F病院のG医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「(平成〇年〇月〇日初診) 右手小指の骨折の発症については不明。本人が疼痛を訴える

ことからX線撮影を施行し、骨折発覚、整形外科の受診を提案したのみ。」「肋骨骨折については、専門分野外であることから確認できない。」旨述べ、H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「(平成〇年〇月〇日初診) 右肋骨に関しては、本人、ご家族の方が希望されずX線の撮影は行わなかった。」「右手小指の骨折は8か月経過していれば骨融合している可能性は高いと思われ、また、骨折部の先端は鋭い状態のため、新しい骨折と思われる。1～2週間以内の外傷と思われる。」旨述べている。

- (3) 以上のことから検討すると、E医師は、平成〇年〇月〇日付け休業給付支給請求書で、請求人の本件傷病について、本件事故との因果関係を肯定する意見を述べているが、同医師の判断は、X線の画像診断もなく、他覚的所見も認められない中で、専ら請求人の自訴に基づいて行われたものであり、同意見を採用することはできないものである。一方、E医師作成の上記意見書及び同医師が勤務するクリニックの診療録によれば、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間の治療は、痛みによって悪化したとの主張に対して、不眠症の薬を処方したにとどまるものであり、本件傷病のいずれに対しても具体的な治療が施された事実は認められない。

次に、本件傷病部位で唯一確定診断がされている「右手小指骨折」についてみると、G医師は、上記意見書において、(本件事故8か月後の)平成〇年〇月〇日の初診時に、請求人が「疼痛を訴えることからレントゲン施行し骨折」が発覚した旨述べ、その後、治療等の処置を行ったH医師は、上記意見書で、「骨折は8か月経過していれば骨融合している可能性は高いと思われ、また、骨折部の先端は鋭い状態のため、新しい骨折と思われる。1～2週間以内の外傷と思われる。」旨述べている。

さらに、I医師作成の平成〇年〇月〇日付け意見書及び平成〇年〇月〇日付け意見書並びにJ医師作成の平成〇年〇月〇日付け意見書においては、X線画像の撮影に基づき、「右手小指の骨折には、X線画像上治ゆ機転が全く認められないので、右手小指骨折と本件事故との因果関係は不明である。」旨意見が述べられている。

- (4) 以上のとおり、請求人は、負傷後3か月半を経過するまで受診の事実はなく、平成〇年〇月〇日に初診したE医師はX線撮影をしておらず、骨折の部位や程度についての確認も行っていないものであり、一方、I医師、J医師、H医師及

びG医師の各意見書を精査するも、いずれの意見も本件傷病が本件事故に起因するか否かは不明であるとしており、当審査会としても、決定書理由第2の2(2)エで説示するとおり、本件事故と本件傷病との間の因果関係を認めることはできないものと判断する。

- 3 以上のとおりであるので、請求人に発症した本件傷病は通勤時の本件事故によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした休業給付及び障害給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。